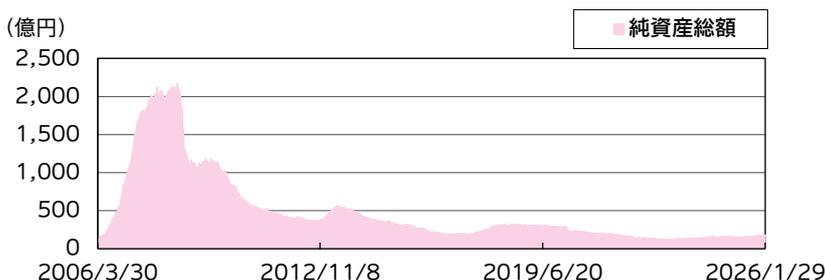
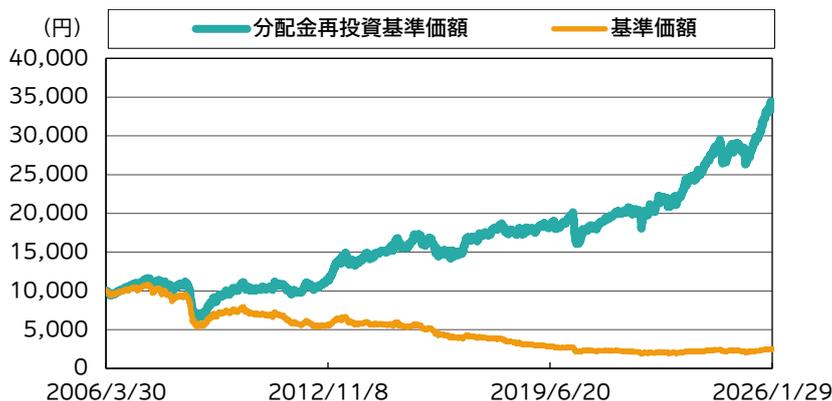


## 運用実績

### 運用実績の推移

(設定日:2006年3月31日)



※基準価額は、信託報酬控除後の価額です。設定前営業日を10,000円として指数化しています。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

### 基準価額・純資産総額

	当月末	前月末
基準価額(円)	2,465	2,475
純資産総額(百万円)	17,517	17,532

※基準価額は、1万口当たり。

	基準価額(円)	基準日
設定来高値	10,820	2007/07/10
設定来安値	1,857	2022/03/08

※同一の基準価額が複数ある場合、直近の日付を表示しています。

### 騰落率(税引前分配金再投資)(%)

1ヵ月	0.2
3ヵ月	3.6
6ヵ月	13.1
1年	16.1
3年	56.5
5年	75.8
10年	118.4
設定来	235.0

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。  
 ※各期間は、基準日から過去に遡っています。また、設定来の騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

### 分配金の実績(税引前)(直近1年分)

期	決算日	分配金(円)	期	決算日	分配金(円)
第225期	2025/02/17	15	第231期	2025/08/15	15
第226期	2025/03/17	15	第232期	2025/09/16	15
第227期	2025/04/15	15	第233期	2025/10/15	15
第228期	2025/05/15	15	第234期	2025/11/17	15
第229期	2025/06/16	15	第235期	2025/12/15	15
第230期	2025/07/15	15	第236期	2026/01/15	15
設定来累計分配金					12,060

※分配金は、1万口当たりの金額です。  
 ※分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### ポートフォリオ構成 (%)

フランクリン・templton・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド	97.8
国内短期公社債マザーファンド	0.6
現金等	1.6

※組入比率は、純資産総額に対する割合です。  
 ※現金等の中には未払金等が含まれるため、比率が一時的にマイナスとなる場合があります。

# フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

## フランクリン・テンプレトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンドの状況

※フランクリン テンプレトン インベストメント マネジメント リミテッドのデータ(原則現地月末前営業日時点)を基に委託会社が作成しています。

資産構成比率 (%)	
公社債	93.7
現金等	6.3
合計	100.0

※組入比率は、フランクリン・テンプレトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンドの純資産総額に対する割合です。

ポートフォリオの状況	
最終利回り(%)	8.37
直接利回り(%)	7.61
平均残存期間(年)	7.65
デュレーション(年)	4.76
信用格付け	BB+

※最終利回りは、キャッシュを含めたものです。投資対象資産の特性を理解していただくために表示しており、当ファンドへの投資で得られる「期待利回り」を示すものではありません。

※適切な利回りが計算出来なくなった銘柄については除外して、利回りを計算しています。

※デュレーションは、債券価格の金利変動に対する感応度を示す指標です。この値が大きいくほど、金利が変化した場合の債券の価格変動が大きくなります。

※信用格付けは、公社債・その他(キャッシュ等)の信用格付けを加重平均したものです。フランクリン・テンプレトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンドおよびフロンティア・ワールド・インカム・ファンドの信用格付けではありません。

※無格付債については、利払いが正常に行われているものについては、B-、利払いが正常に行われず債務不履行の状態に陥っているものについてはD格として取り扱うものとしています。

※将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

通貨別組入比率 (%)	
通貨	組入比率
米ドル	62.8
メキシコペソ	5.9
南アフリカランド	4.9
カザフスタンテンゲ	3.4
エジプトポンド	3.0
コロンビアペソ	2.7
トルコリラ	2.3
ブラジルリアル	2.2
ウズベキスタンスム	2.2
インドネシアルピア	1.9
ユーロ	1.8
ドミニカ共和国ペソ	1.5
ナイジェリアナイラ	1.2
ウガンダシリング	1.1
インドルピー	1.0
アルゼンチンペソ	0.9
ジャマイカドル	0.7
アゼルバイジャンマナト	0.5

※組入比率は、フランクリン・テンプレトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンドの組入有価証券評価額に対する割合です。

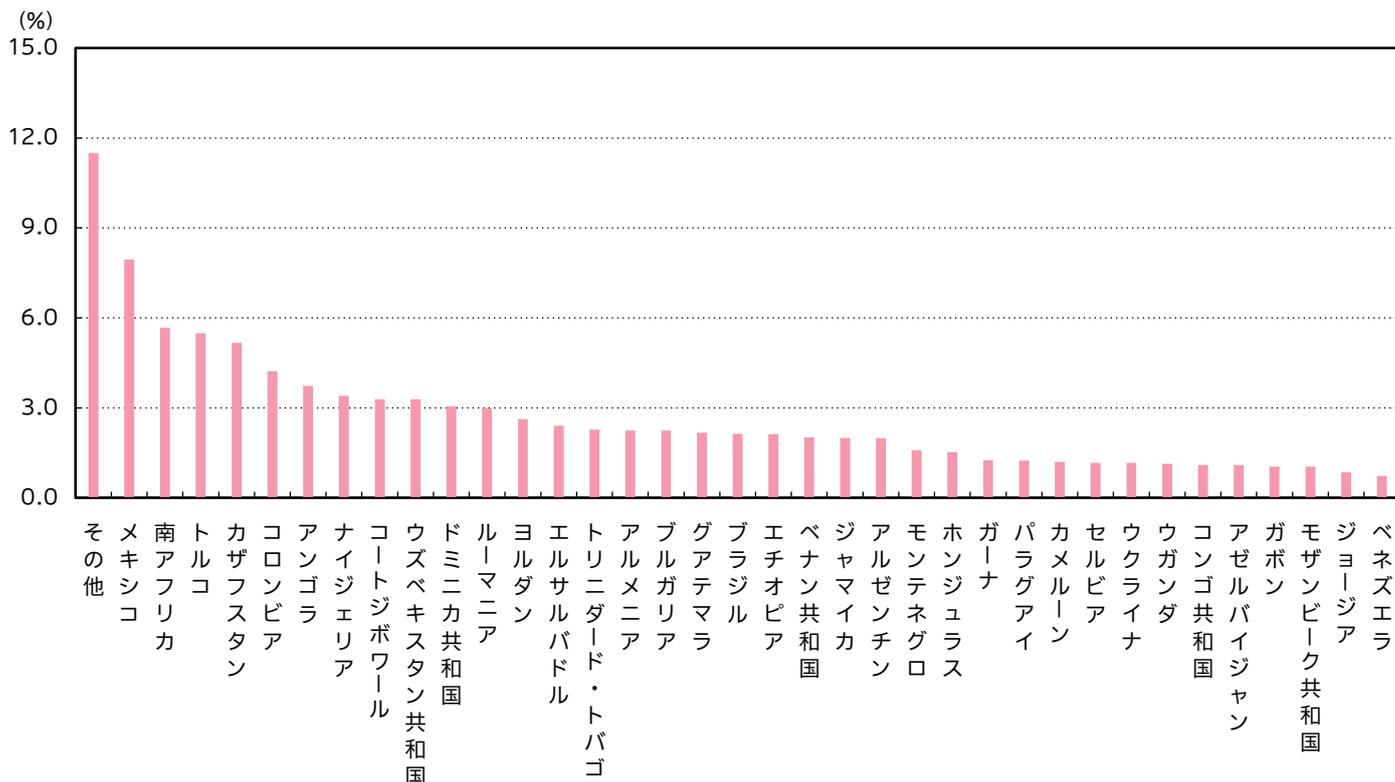
地域別組入比率 (%)	
地域	組入比率
中南米	31.7
極東・その他アジア	12.6
中東・アフリカ	29.6
東欧	14.6
その他	11.5

※組入比率は、フランクリン・テンプレトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンドの組入有価証券評価額に対する割合です。

※「その他」は、国際機関債です。

# フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

## 国別組入比率



※組入比率は、フランクリン・テンブルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンドの組入有価証券評価額に対する割合です。  
 ※「その他」は、国際機関債です。

## 格付別組入比率 (%)

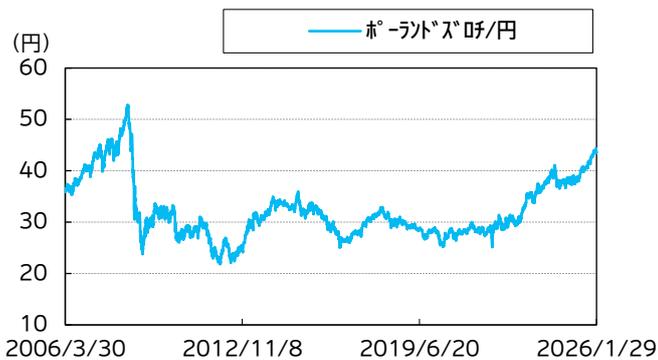
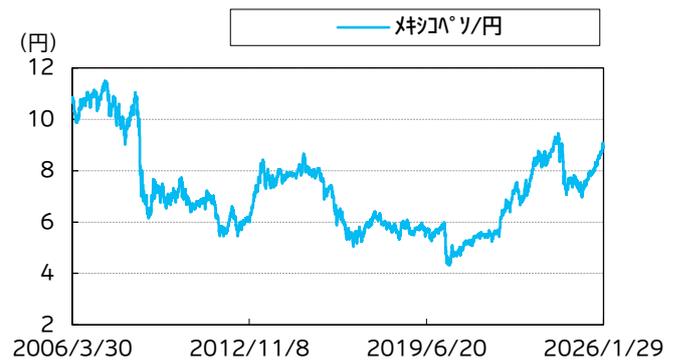
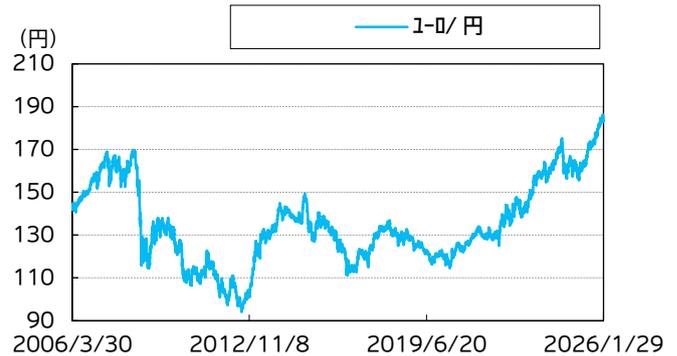
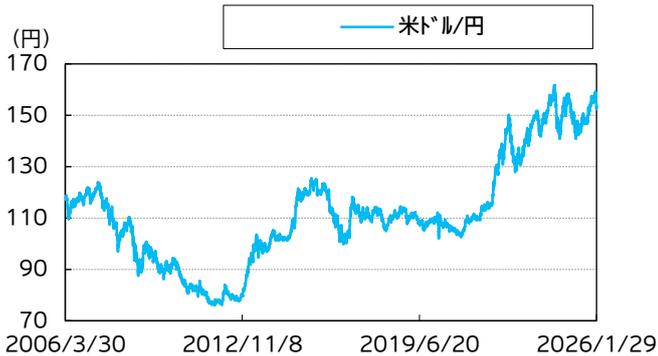
格付け	組入比率
AAA	10.0
AA+	0.7
BBB+	3.0
BBB	5.1
BBB-	14.1
BB+	2.2
BB	17.1
BB-	18.7
B+	8.0
B-	10.5
CCC+	3.4
CCC	3.2
D	4.0

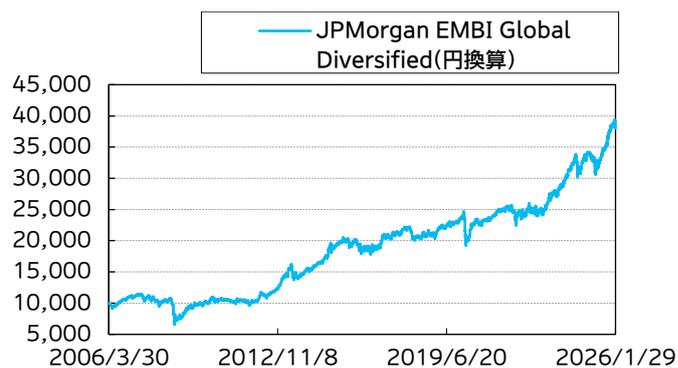
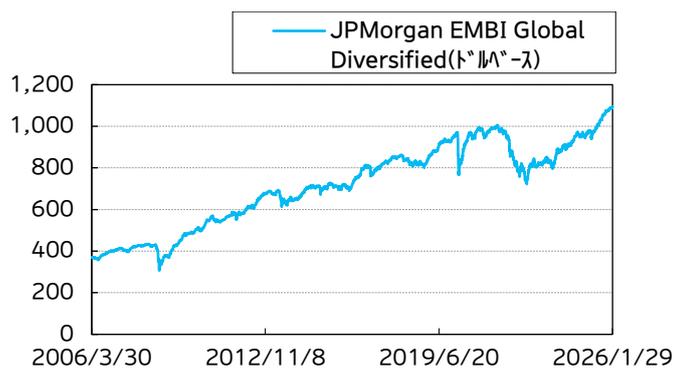
※組入比率は、フランクリン・テンブルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンドの組入有価証券評価額に対する割合です。

※格付けについては、S&P、Moody'sを参考に作成しています。(表記方法はS&Pに準拠)

※無格付債については、利払いが正常に行われているものについてはB-、利払いが正常に行われず債務不履行状態に陥っているものについてはD格として取り扱うものとしています。

## 市況動向





※指数の詳細は、後掲の「指数の著作権などについて」をご参照ください。

※JPMorgan EMBI Global Diversified (円換算)は、JPMorgan EMBI Global DiversifiedをアセットマネジメントOneが円換算したもので、設定前営業日を10,000として指数化しています。

※為替は、一般社団法人投資信託協会が公表する対顧客電信売買相場の仲値(TTM)です。

※Bloombergのデータを基に委託会社で作成。

## マーケット動向とファンドの動き

## ■市況の概況

欧米国債市場は、米国が軟調な一方、欧州は前月末対比ではほぼ横ばいでした。米国では、月前半は、レンジ内で推移する展開となりました。その後、トランプ大統領がグリーンランドを巡り、欧州8カ国に対し追加関税を課すと表明したこと、米欧の貿易摩擦再燃への懸念が高まったことなどを背景に軟調となりました。下旬は、トランプ大統領が追加関税の発動を撤回したことを受けて、堅調に転じました。欧州では、ドイツのCPI(消費者物価指数)の前年比伸び率が鈍化したことなどから月前半は堅調でしたが、その後、トランプ大統領が欧州8カ国に対し追加関税を課すと表明したこと、米欧の貿易摩擦再燃への懸念が高まったことなどを背景に軟調となりました。月末にかけては、ECB(欧州中央銀行)高官の発言を受け、利下げ観測がやや強まり、堅調でした。

エマージング(新興国)債券市場は、先進国通貨建て債券市場、現地通貨建て債券市場ともに堅調な展開となりました。また、エマージング通貨は、前月末対比対円ではほぼ横ばいでした。上旬の日本の衆議院解散報道などから円安の展開となりました。その後、下旬に日米当局によるレートチェックとみられる動きから急速に円高ドル安が進行したことを主因に円高に転じました。なお、米国国債とエマージング債券の利回り格差を示す信用スプレッドは縮小しました。

先進国通貨建てエマージング債券市場は、米ドル建エマージング債券の指標であるJPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(2025年12月29日から2026年1月29日)で見ますと、米ドルベースでは0.7%、円ベースでは▲1.4%となりました。国別では、ベネズエラとレバノンが堅調となりました。一方で、エジプトとバーレーンが軟調となりました。

現地通貨建てエマージング債券市場は、JPモルガンGBI-EM・ブロード・ダイバーシファイド・インデックス(現地通貨建ての国債インデックス)で見ますと、米ドルベースでは2.8%、円ベースでは0.8%となりました。国別では、ブラジルと南アフリカが堅調となりました。一方で、インドとタイが軟調となりました。

## ■ポートフォリオの状況

当期は以下の取引を行いました。

米ドル建てベナン国債を購入しました。

マクロ経済と政局の安定を支えに同国の先行きは明るく、引き続き高い信用力を支えています。ファンダメンタルズが底堅く、新発債には投資妙味がありました。また、アフリカで経済が最も好調に推移している国の1つであり、成長率は持続的に7%を上回り、インフレ率は低く、慎重な財政運営により財政赤字はGDP比で西アフリカ経済通貨同盟が定める同3%の上限を下回っています。もともと規模は小さいとはいえ、歳入は引き続き改善し、IMF(国際通貨基金)の支援プログラムに基づく目標を上回っており、農業を中心とする構造改革の継続やグロジベ工業団地の開発・運営により付加価値の高い生産分野への移行も加速しています。政治リスクも抑えられているとみられます。タロン大統領は2026年の選挙を前に後継者

としてロミュアルド・ワダニ財務相を公然と支持しており、政策の一貫性への期待は強まっています。対外的には、引き続きIMFや米国などの開発パートナーから強力な支援を受け、地域の外貨準備も十分な水準を維持しています。このようなことから、魅力的と判断しました。

米ドル建て西アフリカ開発銀行債を売却しました。

セネガルのデフォルトリスクを巡る懸念から売却しました。同行はセネガル向けに多額の融資を行っており、同国向けの融資残高は融資残高全体の16%を占めます。

## 今後の運用方針

## ■今後の見通し

新興国債券は引き続き堅調な世界経済や良好な金融環境に支えられています。AI(人工知能)関連の設備投資や好調な消費をけん引役に米国景気は底堅く、世界的な景気サイクルや投資家のリスク意欲の下支えに寄与しています。貿易圧力の緩和も追い風となっています。IMFは先頃、世界経済見通しを上方修正し、ハイテク関連の設備投資の継続もあり、新興国の成長率は2026年も先進国・地域を大きく上回ると予想しています。新興国では名目成長率の高さや経常収支の改善が一般的に財政リスクの軽減に寄与し、債務残高全体に占める対外債務の割合も引き続き安定しています。多くの新興国は財政再建の取り組みを継続しており、財政支出が拡大する先進国・地域とは対照的です。

様々な新興国で経済政策改革は大きく進展しています。とりわけ新興国のハイイールド債の発行国で改善が目立ち、最も脆弱な新興国のハイイールド債の多くは2025年に価格が最も大きく上昇しています。世界規模の緩和的な金融環境に2020~2022年危機の試練が重なり、多くの政府でより厳しい措置を推し進める政治的意欲が高まるとともにその緊急性も生じ、財政再建や伝統的な金融政策を後押ししてきました。足元では一部の国が改革で先行し、持続的な信用の質の改善につながる変革を実行しており、格付けの引き上げに寄与する可能性があります。実際にこの2年間で新興国は広範な格上げ局面にあり、ハイイールド債に偏ってはいるものの、格付けの「ポジティブ」見通しが「ネガティブ」見通しを上回る傾向は続くとの見方を変えていません。

ここ数カ月間の新興国資産は流動性に支えられており、1月は新興国のソブリン債の発行額が月間最高を記録し、新興国の債券ファンドへの資金流入も数年ぶりの高水準に達しています。資金流入ペースは鈍化する可能性が高いものの、当該アセットクラスへの投資家の関心の高さを示しています。

新興国債券のスプレッドは、ここ数年はタイトな水準にあるとはいえ、引き続き幅広いファンダメンタルズの改善に支えられています。現在のスプレッド水準では世界的なリスク資産の地合いが悪化した場合のクッション効果は限られることも認識しています。このため、投資適格債を中心に今年はパフォーマンス格差が広がる可能性があります。優良かつ安定感のある投資適格国グループも明確に存在しますが、投資適格国グループの下層に位置する新興国はファンダメンタルズの悪化に対する余力が限られていると考えています。

各国独自の強力な改革への取り組み、市場全体との連動性の低さ、マクロ要因による資金流出リスクを抑える国際収支構造を理由に引き続き一部のハイイールド債を嗜好しています。米ドルについては引き続き米国の政策や制度の信用力を巡る疑念が重荷となる可能性が高いものの、先頃、ケビン・ウォーシュ氏がFRB(米連邦準備理事会)の次期議長に指名され、こ

うした懸念は和らいでいます。脱米ドル建て資産の流れは続く公算が大きく、新興国通貨の下支えやドローダウンリスクの抑制に寄与する可能性があります。

こうした見通しの下、各国固有の状況等を考慮しながら積極的に投資機会を模索し、ポートフォリオを構築していく方針です。

※マーケット動向とファンドの動きは、過去の実績であり将来の運用成果等をお約束するものではありません。また、見通しと運用方針は、作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、原則、四捨五入して表示しています。

※当資料中の各数値等は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。

「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

## ファンドの特色

主として投資信託証券に投資し、長期的に安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

### 1. 外国籍の投資信託証券を通じて、主として新興国の政府または政府機関などが発行する債券に実質的に投資します。

- 新興国とは、一般に経済が発展段階にあり、今後も更なる経済成長が期待できる国および地域を指し、エマージング諸国とも呼ばれています。
- 新興国債券は、先進国の国債などと比較して信用力が低い一方で、相対的に高い利回りが期待できます。
- 新興国は、格付会社より投機的格付け(BB格以下)を付与されている国が多く含まれ、当ファンドは投機的格付けに相当する国にも実質的に投資します。
- また、新興国は過去に債務不履行を経験している国も多くあります。

### 2. 主として外国籍の投資信託証券に投資し、一部で国内投資信託証券にも投資するファンド・オブ・ファンズです。

- ケイマン諸島籍外国投資信託「フランクリン・テンプレトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド」(以下「ボンド・ファンド」という場合があります。運用:フランクリン テンプレトン インベストメント マネジメント リミテッド)と国内投資信託「国内短期公社債マザーファンド」(運用:アセットマネジメントOne)に投資します。
  - 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、原則として、ボンド・ファンドの組入比率は90%程度以上とすることを基本とします。
  - 投資信託証券に含まれる外貨建資産については、原則として当ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。
  - ボンド・ファンドへの投資にあたっては、フランクリン テンプレトン インベストメント マネジメント リミテッドから投資助言および情報提供を受けます。
- ※ ボンド・ファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### フランクリン・テンプレトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンドの特色

- 新興国の政府または政府機関などが発行する債券に主として投資します。
  - 米ドル、ユーロなど先進国通貨建ての債券に加え、純資産総額の50%までの範囲で新興国通貨建ての債券にも投資することで、収益機会の拡大を図ります。
  - 対円での為替ヘッジは原則として行いません。
- ※ 新興国政府が発行する債券と同等の投資効果を有する仕組債に投資する場合があります。

## (分配方針)

原則として、毎月15日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。

- ◆ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- ◆ 分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に安定した分配を継続的に行うことを目標に決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆ 基準価額水準や市況動向などを勘案して、上記の分配金額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ◆ 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※ 運用状況により分配金額は変動します。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

## フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

## 主な投資リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

## ● 新興国のリスク

新興国は、格付会社より投機的格付けを付与されている国が多く含まれ、当ファンドも投機的格付けに相当する国に実質的に投資します。また、新興国の多くは、第二次世界大戦後に債務不履行を経験しています。

新興国は、先進国に比べ政治経済情勢などが不安定であり、投資環境の急変により金融市場に混乱が生じる場合があります。

その結果、当ファンドの基準価額が予想外に大きく下落したり、運用方針に沿った運用が困難となることなども想定されます。

## ● 信用リスク

公社債などの信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社債などの価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、当ファンドは実質的に複数の国に分散投資しますが、特定国および特定地域における信用力の悪化、債務不履行などの発生が連鎖的に他の新興国に影響を与え、当ファンドの基準価額が著しく下落する可能性があります。

## ● 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、当ファンドは新興国通貨建証券に実質的に投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。

## ● 金利変動リスク

公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

## ● 流動性リスク

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

## ● 特定の投資信託証券に投資するリスク

当ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

# フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)	信託期間	2028年9月15日まで(2006年3月31日設定)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)	線上市償還	<p>当ファンドが主要投資対象とする債券・ファンドが償還した場合または以下に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(線上市償還)させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債券・ファンドの主要投資対象が変更となる場合</li> <li>・債券・ファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合</li> </ul> <p>次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(線上市償還)することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益権の総口数が20億口を下回った場合</li> <li>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合</li> <li>・やむを得ない事情が発生した場合</li> </ul>
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。		
換金単位	販売会社が定める単位		
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額		
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。	決算日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。	収益分配	<p>年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。</p> <p>※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。</p>
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨーク証券取引所の休業日</li> <li>・ロンドン証券取引所の休業日</li> <li>・ニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・ロンドンの銀行の休業日</li> <li>・シンガポールの銀行の休業日</li> <li>・ケイマンの銀行の休業日</li> </ul>	課税関係	<p>課税上は株式投資信託として取り扱われます。</p> <p>原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。</p> <p>当ファンドは、NISAの対象ではありません。</p> <p>※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。</p>
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。		
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みを取り消す場合があります。		

ファンドの費用

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。  
 ※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

● 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 <b>3.3%(税抜3.0%)</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>実質的な負担:ファンドの日々の純資産総額に対して最大で<b>年率1.705%(税抜1.6%)程度</b></p> <p>※上記は債券・ファンドを100%組入れた場合の数値です。実際の運用管理費用(信託報酬)は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンド:ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.155%(税抜1.05%)</li> <li>※信託報酬には、当ファンドの投資顧問会社(フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド)に対する投資顧問報酬(年率0.05%)が含まれます。</li> <li>・投資対象とする外国投資信託:債券・ファンドの純資産総額に対して年率0.55%(上限)</li> </ul>
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>・信託事務の処理に要する諸費用</li> <li>・外国での資産の保管等に要する費用</li> <li>・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用等</li> </ul> <p>※投資対象とする債券・ファンドにおいては、有価証券等の売買手数料、外国投資信託の設定に関する費用等がかかります。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>

## 投資信託に関する留意点

投資信託は、

- 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

## 当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。また、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、当社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

## 委託会社およびファンドの関係法人

- ＜委託会社＞アセットマネジメントOne株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号  
 加入協会:一般社団法人投資信託協会  
 一般社団法人日本投資顧問業協会
- ＜受託会社＞三井住友信託銀行株式会社
- ＜販売会社＞販売会社一覧をご覧ください。

## 委託会社の照会先

- アセットマネジメントOne株式会社  
 コールセンター 0120-104-694  
 (受付時間:営業日の午前9時～午後5時)
- ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

# フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

## 販売会社一覧

○印は協会への加入を意味します。

2026年2月19日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融取引業協会	一般社団法人第二金融商品取引業協会	備考
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号	○		○	○	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○		
永和証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第5号	○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
岡安証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第8号	○				
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号	○	○	○		
寿証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第7号	○				
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○	
立花証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第110号	○		○		
大山日ノ丸証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第5号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○	
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第24号	○			○	
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3335号	○	○			
フィリップ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第127号	○		○		
西村証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第26号	○				
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○		
丸八証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第20号	○				
三津井証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第14号	○				
三豊証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第7号	○				
株式会社トマト銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第11号	○				※1
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○	※1
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第24号	○	○			※1
北洋証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第1号	○				※1
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号	○				※1
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第169号	○				※1

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)

販売会社一覧

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

○印は協会への加入を意味します。

2026年2月19日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)

## 指数の著作権などについて

JPMorgan EMBI Global Diversifiedに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

## 収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 分配金額と基準価額の関係（イメージ）

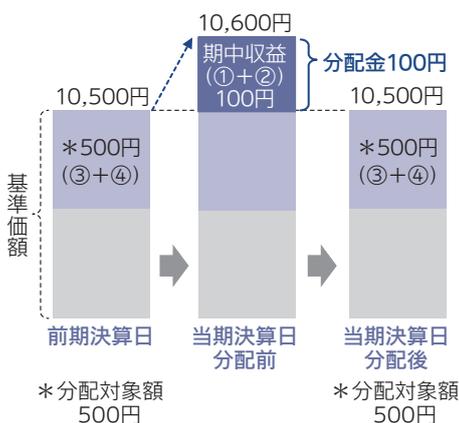
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益（経費控除後） ②有価証券売買益・評価益（経費控除後） ③分配準備積立金 ④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

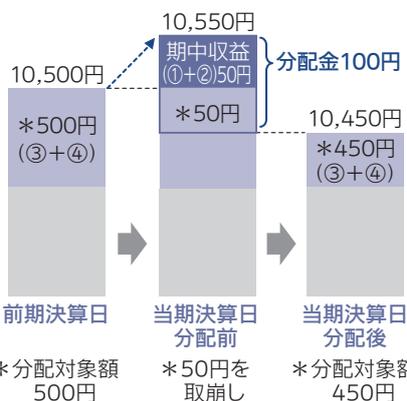
計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### ケースA



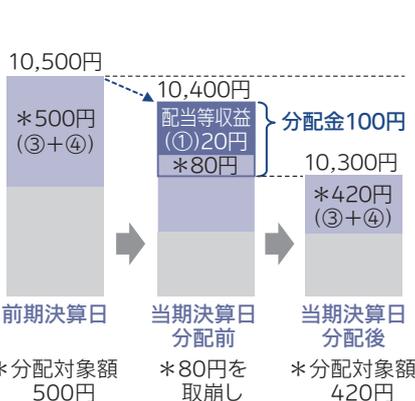
#### ケースB

< 前期末から基準価額が上昇した場合 >



#### ケースC

< 前期末から基準価額が下落した場合 >



上図のそれぞれのケースにおいて、前期末から当期末まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

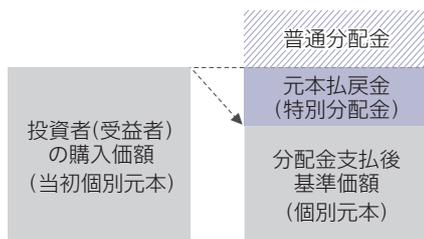
ケースA	分配金受取額100円 + 当期末日と前期末日との基準価額の差	0円 = 100円
ケースB	分配金受取額100円 + 当期末日と前期末日との基準価額の差	▲50円 = 50円
ケースC	分配金受取額100円 + 当期末日と前期末日との基準価額の差	▲200円 = ▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

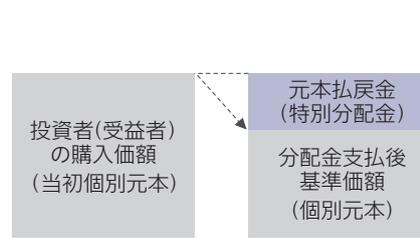
投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。